令和７年度津南町農作物等渇水被害応急対策拡充支援事業実施要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、津南町における渇水による農業及び養鯉業の干ばつ被害を未然に防止するため、応急的に実施した干害対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において津南町農作物等渇水被害応急対策事業(平成30年告示第93号。以下「渇水対策事業」という。)の支援を拡充し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津南町補助金等交付規則(昭和31年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第２条　この要綱において「干ばつ」とは、農作物栽培期(令和７年４月から９月まで)に日雨量５ミリ以下の干天日が連続20日以上である地域又は30日間の総雨量が100ミリ以下である地域において、農作物等が植付け不能又は枯死のおそれがあると町長が認めた場合をいう。

２　この要綱において「日雨量」とは、津南町堂平の中山間地域農業研究センター又は津南町役場の気象観測施設における記録をもとにしたものをいう。

(補助対象事業等)

第３条　町長は、渇水対策事業第３条第１項における補助事業者等が、干ばつにより、かん水実施必要面積が次に掲げる面積に該当する農地等に応急的に講じた経費について補助するものとする。

(1)　水稲　令和７年度水稲作付面積の30％以上又は30a以上のいずれか

(2)　園芸作物　令和７年度園芸作物作付面積10a以上

(3)　錦鯉　令和７年度総野池面積の30％以上又は30a以上のいずれか

２　補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。だたし、国又は県の補助対象となる事業(この要綱により補助対象となる事業を除く。)については、補助対象としない。

３　補助対象経費のうち、購入に係る経費については、新規の購入する場合のみを補助対象とし、更新に要する経費は補助対象としない。

４　補助対象事業費は、３万円以上とする。

(補助金の額)

第４条　補助金の額の上限は、次の各号に掲げる事業の直接受益地(干ばつ直接被害地)の面積に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、渇水対策事業第４条第２項の補助金上限額を含めるものとする。

(1)　直接受益地面積５ha以上　40万円

(2)　直接受益地面積２ha以上５ha未満　30万円

(3)　直接受益地面積0.5ha以上２ha未満　20万円

(4)　直接受益地面積0.5ha未満　10万円

２　前号の規定にかかわらず、直接受益地を重複して対象とすることはできない。

(手続等)

第５条　補助金の交付に関する手続等については、規則の定めるところによる。

(その他)

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和７年７月15日から適用する。

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| ポンプ車等借上げ | 100分の50以内 |
| ポンプ借上 | 100分の50以内 |
| ポンプ購入費及びポンプ附属部品購入費 | 100分の50以内 |
| ホース、ポリタンク購入費 | 100分の50以内 |